

7月5日からの九州北部における豪雨の 被災者に対する住宅提供について

1 概要

7月5日からの九州北部における豪雨による北九州市内及び朝倉市、東峰村を中心とした地域の被災者を対象として、一時的な避難場所として北九州市住宅供給公社の一般賃貸住宅を無償で提供します。

2 提供する住戸

北九州市住宅供給公社賃貸住宅 10戸程度

3 入居条件

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 使用期間 | 入居日から6か月間 |
| (2) 家賃・敷金 | 全額免除 |
| (3) 連帯保証人 | 免除 |

4 申込み

- (1) 対象者 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方
- (2) 申込場所 各区役所内の市営住宅・市公社住宅相談コーナーで受付
- (3) 申込みに必要なもの
- ・被災地域に居住していることを証明するもの（免許証・保険証など）
 - ・市町村発行のり災証明書（後日提出でも可）

5 実施時期

平成29年7月8日（土）から

受付時間は、平日の8時30分～17時15分

（ただし、7月8日（土）、9日（日）は、北九州市住宅供給公社（小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル4階）で対応。受付時間は8時30分～17時15分）

【問い合わせ先】

北九州市住宅供給公社 管理第一課
担当：香山・矢野・岡山
電話：093-531-3150